

岩手県医療局管理規程第4号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後					
(職) 第5条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			(職) 第5条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。					
	区 分	職	職 務		区 分	職	職 務	
本庁	[略]			本庁	[略]			
	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	
	業務支援課	支援担当課長			業務支援課	<u>業務担当課長</u> 支援担当課長		
	[略]				[略]			
[略]			[略]					
2～9 [略]			2～9 [略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。